

令和3年4月14日

検査証明書の確認について（本邦渡航予定者用 Q&A）

1 有効な検体・検査方法が記載されていない場合は、無効となりますか。

有効な検体・検査方法が記載されていない場合は、無効となります。

例えば、検査証明書に「Nasal and throat swab」（鼻腔・咽頭ぬぐい液）と記載されている場合は無効となります。有効な検査証明書として認められる検体、検査方法等については、「日本入国時に必要な検査証明書の要件について（R3.4.14）」をご確認ください。

2 医師名が記載されていない場合、無効となりますか。

医師名については、以下の国・地域で発行されたものについては、記載が無い場合でも差し支えありません。

エスワティニ、セーシェル共和国、チリ、ドイツ、ブルキナファソ、ブルンジ、米国、南アフリカ共和国、レソト

3 検体はなぜ「鼻咽頭ぬぐい液」「唾液」のみと定められているのでしょうか。

日本への入国時に求めている検査証明書の検体は、日本国内において無症状者に対して検査を行う場合の検体として推奨されているものとしています。無症状者に対して検査を行う場合に推奨される検体は、新型コロナウイルス感染症病原体検査の指針（<https://www.mhlw.go.jp/content/000747986.pdf>）において示されており、現在は「鼻咽頭ぬぐい液」「唾液」となっています。

4 搭乗予定のフライトが出発当日キャンセル又は大幅に遅延し、当初想定 of 72 時間を超えて帰国する場合の対応はどうなりますか。

変更後のフライトが、検体採取日時から 72 時間を超えて 24 時間以内であれば、再度の取得は必要ありません。検査証明書を取得していただくことは、感染拡大防止のために必要ですので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

5 子供も検査証明書が必要となりますか。

子供も検査証明書を取得するようにお願いしています。

ただし、多数の国において、当該国の制度として未就学の子供には検査を実施していないことも勘案し、検疫においては、個別の事情をお伺いした上で、同居する親等

の監護者に帯同して入国する未就学（概ね6歳未満）の子供であって、当該監護者が陰性の検査証明書を所持している場合には、子供が検査証明書を所持していなくてもよいものと取り扱うこととしています。

6 厚生労働省の所定フォーマット以外は、無効となりますか。

各空港チェックインカウンター等、現場での混乱を避けるためにも、検査証明は原則として厚生労働省の所定フォーマットを利用することをお願いいたします。

また、各国・地域の事情等でやむを得ず任意のフォーマットを使用する場合、搭乗手続及び本邦上陸時に確認のための時間がかかることがあり、不備があれば搭乗拒否や本邦への入国が認められないこととなりますので、ご留意願います。

出発地の医療・検査機関では厚生労働省の所定フォーマットで検査証明を取得できないなど、やむを得ない事情がある場合は、出発地の在外公館に余裕を持ってあらかじめ相談してください。

なお、有効な検体、検査方法等が記載された検査証明書のみ有効と取り扱われますので、

- ・ 有効と認められる検体及び検査方法等の所定の事項を十分にご確認願います。
- ・ 検査証明書の記載内容に記入漏れ等の不備がないか十分にご確認願います。
- ・ 任意様式の場合には検体、検査方法等の必要事項該当箇所にマーカーをするなど、検査証明書の確認が円滑に行われるよう、ご協力をお願いいたします。

7 任意の検査証明書が英語又は日本語で記載されていない場合、無効となりますか。

当該国等の言語で記載されている場合、証明書の内容を判断できないことから、無効となります。ただし、検査証明書の翻訳が添付され、検査証明書の記載内容が判別できれば有効とみなします。ただし、有効な検査証明書であるかのように見せるために虚偽内容の翻訳を行っている場合は、検疫法に基づき罰則の適用があり得ます。